

1. 調査結果

- (1) 州司法長官 (State Attorney General。以下、「AG」と略す。)による民事訴訟は、Sovereign Power の権限に基づくものと、Parens Patriae の権限に基づくものに区別できる。両者の違いは、後者が Opt Out 方式を取るのに対して、前者は、被害者と被害額の把握が容易であることから Opt Out 方式ではなく、Opt In の手続も必要でない場合があることである。
- (2) AG が Parens Patriae Action を提起する条件は、第 1 に、個々人の被害額が少額であるために個別訴訟の選択は経済合理性がない場合、第 2 に、第 1 条件の被害者が多数存在すると予測されるが被害者個々人の特定に困難が予想される場合、これらの条件が重なった場合に違反行為の抑止のために行われる。
- (3) AG が Common Law から受け継いできた、或いは、ハートスコットロディーノ法 (Hart-Scott-Rodino Antitrust Improvement Act of 1976、以下「HSR 法」と略す) 及び州の立法において AG に付与された Parens Patriae の権限は、Sovereign Power の文言に代わったが、州民のために活動する AG の活動は実質的に差異がない。
- (4) 現在のアメリカにおいて、Parens Patriae Action であることを宣言して消費者被害の回復を目指す訴訟は、反トラスト法及び証券取引法など、限られた法分野で実施されているというのが現状のようである。HSR 法制定当時には全ての州の AG に対して統一的に付与されていなかった CID などの強力な調査権限は、後に各州法で制定されたことなど、情報収集の発達に伴って、被害者個々人の被害の実態や損害額を早期に把握することが容易になってきたことから、訴訟の最初の時点で未知数の被害者を拘束することの必要性は希薄化してきている。特に、消費者保護法分野においては、AG は消費者を代表することなく自らの名において訴訟を提起し、被害者には賠償金を分配し、違反行為者には再犯抑止の方策を講じている。
- (5) 近年においては、インターネットによる消費者被害など、不特定多数の被害者が発生するような違反行為の場合に、Parens Patriae Action の必要性が認識されている。

2. 父権訴訟 (Parens Patriae Action)

<p>Parens Patriae Action は、アメリカの各州に在籍する行政官である AG が、州内に居住する市民の利益を保護するために、被害を与えた行為者に対して差止或いは損害賠償を求める訴訟を指す。</p>		
	メリーランド	コネチカット
権限規定	<p>Antitrust Md. Commercial Law Code Ann. § 11-209 (2005) (b)州の公的機関或いは住民を代表して、Parens Patriae の権限に基づいて州法及び連邦法上の損害賠償請求訴訟を提起することができる。</p>	<p>Antitrust Act Conn. Gen. Stat. § 35-32 (2003) (c)本章の規定、連邦反トラスト法の違反行為に対して、州民、州或いは行政機関の一般経済に対する損害のために Parens Patriae として、訴訟提起することができる。</p>
民事制裁金	<p>上記条文(a) 違法利益の返還を命ずるとともに、各違反行為に対して 10 万ドル以下の民事制裁金を州の General Account に支払う。 Title13. Consumer Protection Act Subtitle4 Enforcement and Penalties Md. Commercial Law Code Ann. § 13-410 (2008) 最初の違反に 1 千ドル、違反の継続、或いは 2 回目の違反に対して 5 千ドルの民事制裁金。</p>	<p>Title35 Trade Regulations, Trademarks and Collective and Certification Marks Chapter 624 Connecticut Antitrust Act Conn. Gen. Stat. § 35-38 (2003) 違反者個人に 2 万 5 千ドル以下、その他 25 万ドルの民事制裁金。 Title21a Consumer Protection Chapter 417 General Provisions. Pure Food and Drugs Conn. Gen. Stat. § 21a-86g (2008) 個々の違反 1 日につき 250 ドルの民事制裁金。</p>

3. 訴訟の流れ

<p>(1) 被害の申請</p> <p>事件の端緒は、被害者或いは市民からのクレームもしくは内部告発などであり、それらの情報を AG が受け、その情報に信憑性が認められれば、調査が開始される。</p>		
	メリーランド	コネチカット
申請状況	<p>① 年間約 15,000 件のクレーム。 ② クレームの大半は違反行為に当たらない、或いは企業への指導により解決される。 ③ 訴訟提起に至るのは、約 40 件 (内、消費者保護関係は、12~20 件)。</p>	<p>① 年間約 6,000 件のクレーム。 ② クレームの大半は、不当な行為を行う企業に対して指導することにより解決される。 ③ 訴訟提起に至るのは、約 100 件。 ④ 州民からのクレームがない場合でも、州民への被害の疑念があれば、他の州で提起された訴訟に参加する場合がある。</p>
NAAG	<p>① 訴訟提起前の段階は、正確な被害者数・被害額の特定が困難な場合が多いため、できるだけ多くの情報を集め、被害額を正確に算定する。また、広告などを通じて対象商品の購入者などに周知を促し、遅くとも和解の前に、できる限り被害者を特定できるように務めている。 ② 何名の消費者からクレームがあれば AG は訴訟を提起するのかわからないという基準はない。各州法の規定の違い、不当な行為が行われた商品の種類及びクレームの内容によって、対処が異なる。6 ヶ月間に 2~3 件のクレームがあるような場合は、AG が行動を開始する可能性は低い。 ③ NAAG は、どの州でどのような訴訟が係属されているかなど、各州の AG 間で情報交換するための手助けを行う。</p>	

(2) 調査開始 (Civil Investigative Demands : CID : 民事調査請求)

AG は、違反行為の疑いのある者や企業などの関係者に対して、強制的に関係資料・証拠物件の提出を求める権限を有する。これは、訴訟提起前の原告側から被告に対し、一方的な Discovery を命令することに匹敵する。AG は、この CID を発行して得た文書・資料などを基に、訴訟を提起するか否かを判断する。このプロセスが AG による訴訟が高い確率で勝訴或いは原告側有利の和解解決となる理由の一つといえる。

	メリーランド	コネチカット
CID & Subpoena	<ul style="list-style-type: none"> ① 消費者保護に関しては Subpoena、反トラスト法分野では、州法に基づく CID (連邦法に類似) を発行する。 ② Subpoena は、関係資料の提出もしくは AG への証言の要求ができる。CID では、さらに特定の情報 (商品を購入した顧客リスト) など、内容を細かく指定した資料を要求できる。 ③ 裁判所に訴状が受理される前でも、Subpoena を発行できる。 ④ AG が訴訟提起を検討している時、Class Action が同時に進行しているか否かを調査するために、消費者グループとの情報交換、裁判所の記録などを調査する。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 調剤薬局の保有する記録の秘密保持に関する規定において、消費者保護局長が CID の発行権限を有すると規定する。 ② CID の発行手続は、 ア) クレームを受けた AG が初期調査を行う。 イ) 更なる調査が必要と判断した場合、AG は Commissioner に報告し、CID を発行する指示書に Commissioner※のサインを受ける。 ※知事の Executive Office である Department of Consumer Protection の長として知事が指名する。 ③ CID (訴状受理前) と Discovery (訴状受理後) は、基本的に要求することは同じであるが、CID に対して、企業は州政府に質問状などを出すことはできないが、Discovery ではそれが可能である。
N A G	<ul style="list-style-type: none"> ① AG が調査を開始するきっかけは、消費者からのクレームを主とし、新聞報道による場合もある。特に大きな事件が新聞報道された場合、AG にとっては、AG 自らの評判や次回の選挙などが何らかの行動を開始するインセンティブになり得る。 ② CID と Subpoena とは非常に類似する。CID の方が調査の早い段階で発行されるケースが多い。いずれにせよ、企業は資料提出を強制される。 ③ 通常、CID は、特定した資料要求ではなく、幅広く資料を要求する。それで不足する場合は、非常に要求事項を特定した資料 (特定期間の支払い記録等) を Subpoena により要求する。ただし、州によって規定は異なる。 ④ AG は、訴訟を提起する前に CID を使って調査することができ、訴状を提出する際には、違反行為を証明できるほとんどの証拠がそろっているために、たとえ Discovery になったとしても、あとで改めて新しい事実が判明することは少ない。 ⑤ 仮に資料を要求された企業がそれに従いたくない場合、もしくは、契約などで提出ができないような情報の場合、その旨を裁判所に申し出る必要がある。また、最初に AG と交渉することも可能である。企業が要求に対応しない場合、AG は裁判所に請求して Court Order として資料提出を要求することもできる。 ⑥ AG は CID で得られた情報をもとに、違反行為をどのようにして止めさせるか判断する。違反行為の程度や規模が僅少であり、指導により企業が不正を止めるような場合、訴訟に至らないこともある。 ⑦ 通常は、AG が訴訟提起する前に CID や Subpoena の発行により十分な資料を得ていることが多いが、それでも足りない場合、訴状受理後の Discovery でさらなる資料を要求する場合がある。具体的には、特定の被雇用者へのインタビューなどが考えられる。 ⑧ Discovery が実施された場合、違反行為を行った企業は、自らの行為に係る有利な資料がないことから、和解を選択するケースが多い。 ⑨ 一方で Discovery が実施されると企業側も AG に対して資料要求ができる。たとえば薬品関係の訴訟では、州の病院が本当にその薬品を購入したのかについて、被告が州政府に資料の提出を求めた事件がある。このように Discovery は、州政府にとっても負担になる可能性がある。 ⑩ また、企業が大量の資料を AG に提出した場合、AG が全ての資料を調査できない場合もある。Discovery は、原告、被告双方にとって、有利なことも、不利になることもある、そのようなお互いの負担を考慮して和解になるケースが多い。 	

(3) 訴訟提起 → AGによる訴訟は、多数の被害者を代表して訴訟提起する点において Class Action に類似するが、Class Action に必要な代表原告の認可要件を審査する手続がなく、迅速な解決が期待できる。

(4) 訴訟の終結：勝訴或いは和解と被害者への通知

① 通知方法：新聞・雑誌・Web サイト・店頭への掲示等による公告

Parens Patriae Action の規定では「公告 (publication)」と規定されているが、消費者保護を基準とした場合には、「広告 (advertize)」という表現もされている。いずれにしても、主要な目的は被害者への認知であり、文言にこだわらないという傾向がある。

② 通知内容：判決或いは和解の決定内容、当該決定内容に対する承認・否認の有無の確認、自己が被害者であることの確認・賠償金分配手続など。

※通知は、正式には訴訟提起した段階と訴訟終結の段階と 2 回行う。しかし、近年においては、訴訟終結の段階にまとめて通知する 1 回方式が採られている (通知費用は、違反行為を行った被告企業が負担することから、通知を 1 回にまとめることで企業側の負担を軽くし、その部分を賠償金に参入することの方が、被害者にとって利益となるという考え方が採られている)。

③ 消費者被害の回復の方法

ア 原状回復金 (Restitution) → 被害者は自己の被害額を申告し、後に述べる証明手続を経た上で、当該被害額が被害者に返還される。
→ 反トラスト法上の Parens Patriae Action の場合は、損害額の 3 倍の賠償金が被害者に支払われる。

イ 民事制裁金 (Civil Penalty)

個々の被害者には返金されず、AG の口座・州政府の General Account など、各州法に規定された口座に入金される (例：ユタ州は、Consumer Protection Education and Training fund に入金される)。民事制裁金は、個々の被害額の証明が困難である場合、違反行為を行った企業の保有額が比較的少額で被害者への分配が困難な場合、違法利益の額が州法で規定する民事制裁金の額に近似する場合などに課される。

※民事制裁金とは、日本の制度に類似するものとして独占禁止法やその他の法律上の「課徴金」が考えられるが、HSR 法上は「一旦、民事制裁金として州の General Account に入金し、被害者への適切な賠償が優先されるべき」ことが明記されている。

ウ 不当利益の没収 (Disgorgement)

企業が違反行為で得た利益が、被害額合計を超えて利益を得ているような場合に行われる。不当利益の没収後であっても、自己の被害額を証明可能な被害者に対しては、返還手続が取られる。没収は、個々の被害者への返還が困難な場合に行われるものであり、州政府に入金される。この場合も、いずれの会計に入金されるかは、裁判所と AG の判断に任される。

	メリーランド	コネチカット
具体的運用	① Parens Patriae Action が行われるのは、反トラスト法及び証券取引法分野のみで、それらの分野においても、当該訴訟方式を取るか AG の名において民事訴訟を提起するのは、AG の判断に任されている。	① 被害者数と被害額の正確な算定を目標に、AG による記者発表、Web サイトへの広報、店頭への広告などを通じて対象商品の購入者などに周知を促す。 ② 裁判所が企業に、消費者に直接通知を出すように要求する場合、AG が和解の中で企業に対して、消費者に直接通知を出すことを条件とすることもある。その際の説明文は、精査を重ねる。
N A A G	① AG は、原状回復金として、違反行為者から没収した金銭等の扱いに関する決定権を有する。その理由は、AG 自らが訴訟を提起し、自ら解決 (和解もしくは判決) まで関与するからである。回復金額が少額で個別の被害者への分配が困難な場合には、関係団体に通知し、寄付を必要としている団体を募る場合もある。実際にメリーランド州では、応募のあった団体の全てに均等に配布した実績がある。また、応募のあった団体の中から、一部の団体を選ぶ州もある等、配分の方法は、それぞれの州で違ったやり方になっている。 ② 一般的であり、また一番良い通知の方法とされているのは、新聞記事 (公告的な通知ではなく、新聞社の取材に基づく記事であれば最良) であり、一面などに大きく報道されれば、短期間で効率よく、周知することができる。	

<p>(5) 原状回復金の分配</p> <p>① 原状回復金の受け取り方法：申請書に氏名、住所、生年月日、ID 番号、受給資格を確認するための質問への回答、サインと日付、商品購入証明書を被害者各人が、AG の事務所宛、或いは後に述べるように、原状回復金の分配作業を請け負う民間企業宛に送付する。</p> <p>② 得られた金額が少額である場合、或いは被害者の特定が困難もしくは時間がかかる場合など、被害者への個別分配が困難な場合は、民事制裁金として一旦、AG の管理する口座に入金、或いは州によっては州の General Account に入金される。Parents Patriae Action の場合には、この場合にも被害者や州民の利益になるような間接的な分配が優先される。</p>		
<p>具体的運用</p>	<p>メリーランド</p> <p>① 原状回復金の被害者への分配後に、一部の被害者から金額についてクレームなどがあった場合、被害者が自分の被害額を正当に証明できるなら、その金額に修正して不足分を再度分配することは可能である。</p> <p>② 原状回復金は、企業から州政府の General Account に一旦入金させ、州政府から、被害者に小切手を送付する方法と、企業から被害者に、小切手を直接送付する方法とがある。</p> <p>③ AG は前者の方法を優先している(90%程度は、General Account に一旦入金させる方法を選択する)。</p> <p>④ 原状回復金の受給者が多数存在する場合などでは、被害者への分配などの作業を有償で請け負う民間の業者（以下、「分配業者」と略す。）に分配業務を委託する場合もある。この分配業者は、原状回復金の受給者である被害者のリストを作成し、小切手を送付するといったことまで行う。</p>	<p>コネチカット</p> <p>① 不当利益の没収は、計算するために専門家による分析が必要となることが多い。</p> <p>② 原状回復金の支払いが最初の選択肢となるが、州法などの規定ではなく、AG の判断に基づく。</p> <p>③ 原状回復金額と不当利益の没収額は、多くの場合、被害者が支払った購入金額の特定部分が企業の不当な利益と一致する。</p> <p>④ 民事制裁金賦課の要件は、企業の意図的な違反行為であり、AG に立証責任がある。</p> <p>⑤ 原状回復金の分配には、被害額の算定そのものを民間企業に委託する場合も多い。</p>
	<p>N A A G</p> <p>① 原状回復金を徴収するのか民事制裁金を課すのかを決定するポイントは、被害者が特定されており、被害者も被害を証明でき、さらに被害額が相当の額である場合は原状回復金の徴収が選択されるが、被害額があまりに少額の場合、或いは被害者が特定しきれないような場合は、民事制裁金を課す場合が多い。心臓発作を沈静化させる薬の訴訟では、当該薬が薬局経由で販売されており、誰が購入したのか判明していること、また当該薬価も高額であったことから、原状回復金の徴収が選択され、被害者一人あたり 350 ドルが返還された。</p> <p>② いずれの制裁方法を採用かの最終決定権は裁判所にあり、AG は裁判所に制裁方法についての提案を行う。多くの場合は、AG と違反行為者側で和解に達した後、裁判所に制裁方法の提案を行う。</p> <p>③ 原状回復金の徴収が選択された場合、被害を受けた可能性のある消費者に公正に分配するため、通知を行う必要があるが、通知の方法やどのくらいの期間に渡り通知（広告など）を出しておく必要があるかは、裁判所が決定する。それらの内容は、事案毎に異なる。州によっては、州法で通知の方法等を規定している（新聞や TV などで行う必要があるなど）ところもある。</p> <p>④ Class Action などの和解後の通知や分配などの作業を請け負う民間企業もあり (Settlement Administrator)、そのような企業はどの通知を出せば一番効果的であるかなども把握している。当該民間企業は、被害者からの問い合わせへの対応、証明書発行手続、回収したお金の分配作業を業務としている。被害者の数が多数の場合などは、こういった企業に業務を委託する。</p> <p>⑤ これらにかかった費用は、通常、和解内容に含まれており、原状回復金の他に AG の費用として、違反行為を行った企業が支払う。</p>	

4. その他の問題点

(1) Opt Out の問題

反トラスト法上の違反行為は、被害者が多数に及び、かつ、被害者自身が自らの被害を認識していない場合が少なくないことから、被害者各人の被害の立証及び被害額の立証には一般的に困難が伴う。このため、被害額と被害者確定の作業が停滞し、裁判所の審理が長引く傾向がある。これらの難点による裁判費用と時間を効率化し、早期に違反行為を停止させ、被害者の被害回復に資するため、**Parens Patriae Action** が反トラスト法に導入された。

ア) **Parens Patriae Action** の趣旨

- ・自ら訴訟提起することのできない人（自然人）のために、国王がそれらの人の権限を代わりに行使して被害の回復を得させたことが始まりである。
- ・憲法上の裁判を受ける権利を保障するために、そのような人に代わって訴訟提起する AG の権限を意味した。
- ・自ら訴訟提起するには経済合理性がない少額被害者が多数存在する反トラスト法分野において、それらの人々の被害の回復を第1目的として、少額であっても多数の被害を発生させることにより結果的に多額の不当利益を保有する反トラスト法違反行為者の当該行為を止めさせることを第2の目的として、当該民事訴訟を活発化させて違反行為を抑止することを第3の目的として三倍額賠償が導入された。

イ) Opt Out 方式の必要性

- ・米国における集団訴訟の原型であるクラスアクションは、**Opt Out** 方式である。後に述べるように **Eisen** 事件を契機として、被害者が多数の場合の訴訟形態であるクラスアクションの要件において個々の被害額が少額の場合には、個々人への通知要件が大きな障害となることが認識された。多数の少額被害者の集団訴訟の場合には、通知要件を緩和する必要がある、個別の通知要件を公告とすることとし、訴訟の代表者を AG に限定した。換言すると、**Parens Patriae Action** はクラスアクションの変型であって、**Opt Out** 方式は原型からそのまま受け継がれたといえることができる。
- ・原告側の立証の困難性¹と、被告に二重賠償の危険が及ぶ可能性についての裁判所の懸念の問題が議論された²。立法当時は、CID 等の調査権限は連邦の執行機関である司法省及び FTC には認められていたが、各州の AG の調査権限については、まちまちであったとされる。このような状況においては、各州間の調査権限の差によって訴訟の結果も左右されることになる。連邦法として各州の AG に付与する HSR 法の権限が、統一的な効力で執行されることを基本とし、個々人の被害額と被害者数など、原告側の立証の困難性については損害額を概算とし、多数の少額被害者を救済する必要と違反行為の差止の必要性から、**Opt Out** 方式を採用した。

ウ) 立法当時の議会の意図

- ・ハノーバーシュール事件（1968年）とイリノイブリック事件（1977年）を契機とする、反トラスト法上の二重賠償の支払を違反企業が負担する危険性についての裁判所の懸念に対する配慮。
→2007年の反トラスト近代化委員会の報告書において、「多くの州で、上記2事件で否定された間接的購入者の損害賠償請求権を認める州法を立法されてきたことにより、州法の考え方に沿った連邦法の立法がなされるべき」との勧告が出された。→二重賠償の危険回避のための原則を維持する必要性はなくなった。

¹ Susan Beth Farmer. 68 Fordham L. Rev. 361(1999)

² Earl W. Kintner “The Legislative History Federal Antitrust Laws and Related Statutes. Part II. The Hart Scott Rodino Act.” 216 (1985)

エ) 公告のみの通知の問題

- ・当該訴訟以外の方法で、自ら訴訟提起することが実質的に不可能な人のための訴訟であること、**Opt Out** する機会を失った人或いは公告による通知を見逃した人の利益を害するとは考え難い。
- ・AG が代表となる訴訟について反対の意思を表明する可能性はないと考えられた。
- ・シャーマン法違反による多数の被害者を AG が代表して救済することが必要と考えられた。

オ) 立法当時の議会の意図

- ・Eisen 事件 (1974 年) を契機として、クラスアクションの要件である「個別の通知義務」は、被害者が多数でも被害額が少額の場合には訴訟提起自体が不可能になり、結果的に個人の裁判を受ける権利を害することになる。
- ・むしろ、AG に付与される権限が恣意的に濫用されることへの懸念。
- ・事業者に対して **Parens Patriae Action** が活発に適用された場合の経済への悪影響。
- ・統計的に被害額を算出することについて、直接分配されない賠償金が州に納入されることは事実上の制裁金であり、クレイトン法 4 条の趣旨とは異なった新しい立法に他ならない。

(2) 現在の消費者保護のための AG による民事訴訟の実態

	メリーランド	コネチカット
	<p>① 反トラスト法及び証券取引法のケースでは、州民を代表して訴訟を提起する場合、Parens Patriae Action を提起する場合があるが、消費者保護に関する事件は、Parens Patriae Action ではなく、AG の名の下に民事訴訟を提起する。</p> <p>② 州法で Administrative Order (行政命令、以下、「行政命令」と略す。) を発する権限を有する 2 州のうちの一つである(他は New Jersey 州)。行政命令は、警告よりも Court Order に近い強力な意味合いを持ち、AG が発する命令である。企業が当該命令に従わなかった場合、訴訟を提起することになる。</p> <p>③ 行政命令の場合、手続きの流れとして、Office of Administrative Office の Administrative Law Officer によるヒヤリングがある。そこで判明したことが Consumer Protection Department に報告され、それを基に行政命令が出される。</p> <p>④ 行政命令の内容は、積極的な差止や原状回復金 (企業が不正な行為でどのくらい利益を得たかによって算出される)、被害額 (被害者がどのくらい被害を被ったかによって算出される) といった請求がある。また、民事制裁金も可能。</p> <p>⑤ どのような問題に行政命令を発し、どのような問題を訴訟提起するかは、AG が決定する。企業の違反行為に対して緊急の差止が必要な場合は、訴訟提起を選択する。行政命令は、一時的な差止は可能であるが、先に述</p>	<p>① AG の権限は、Common Law からではなく、州法に基づくものである。</p> <p>② 州法で州民を代表して訴訟を起こすことはできる旨規定されているが、消費者保護の分野では Parens Patriae Action と呼ばず、Sovereign Enforcement Actiosn として訴訟提起する。反トラスト法の場合は、Parens Patriae Action の場合もある (Common Law による権限からではなく、1976 年の HSR 方に基づく権限である) が、基本的に AG による民事訴訟の目的は、違反行為を行っている企業に対して AG が行動を開始して当該違反行為を止めさせること、及び消費者の被害を回復することであり、訴訟そのものの呼称は問題としていない。AG の持つ Parens Patriae の権限と、Sovereign Power は同じ意味合いを持つ。</p> <p>③ 大多数の州では、消費者保護に関する訴訟は Parens Patriae として行っていないと思われる。</p> <p>④ 歴史的には、Common Law の権限は、植民地時代にさかのぼり、イギリスを起源とするが、コネチカット州の場合は、State Attorney (刑事担当) が Common Law の権限を有し、当初は State Attorney が刑事と民事双方を統括していた。ところが民事事件が増加してきたために、1897 年に民事の専門として AG が設立されたという経緯がある。コネチカット州の AG (民事担当) の権限の発生起源は、</p>

<p>べたように、一連の手続が必要である。</p> <p>⑥ 行政命令と訴訟提起の大きな違いは、AG の組織の中に、行政命令の管轄部署があり、訴訟に至る前の段階で違反行為を止めさせることが可能となる。</p> <p>⑦ 訴訟提起の利点としては、短期間で差止ができることである。もちろん裁判所が恒久的な差止命令を発するには、事案の内容を検討する必要があるが、訴訟提起の際に裁判所に依頼すれば、一時的な差止として企業の違反行為の緊急差止が可能である。</p> <p>⑧ 緊急差止をする方法としては 2 つある。第 1 は、行政命令を発するとともに、訴訟提起も行い、裁判所から一時的な差止を発してもらう場合、第 2 は、特定の条件下では、違反行為を行っている企業関係者へのヒヤリングの前に差止命令を発することも可能である。当該条件としては、ヒヤリングまで待つことにより、その企業から原状回復金を徴収することが困難になるような状態にある場合が考えられる。</p>	<p>Common Law と州法の 2 つの権限を併せ持つ他の多くの州に比較して複雑ではなく、これから、AG の権限と同様の権限を有する機関を創設しようとする国にとっては、参考になると思われる。</p> <p>⑤ 基本的には、AG が民事訴訟を提起しても、一般消費者は自ら Class Action、或いは私的訴訟を提起する権利を有する。同じ案件で二重（AG によるアクションと自らのアクション）に被害額の回復ができないよう、AG にチェックされている。</p> <p>⑥ コネチカット州では、反トラスト法分野及び消費者保護分野で活発に訴訟提起しており、違反行為を行っている企業から不当な利益を没収し、被害者に返還するという消費者保護に関して、活発な活動を行っている州のひとつである。</p>
---	---

(3) 税金

被害者に返還された原状回復金に対しては、課税されない。企業の支払った金額は、経理上は費用として計上できるが、民事制裁金は、費用として計上することはできない。

原状回復金の支払により、企業が法人税の減額を受ける場合も起こりうるが、AG の趣旨は、被害額を消費者に返還することであり、被告企業がそれから税金上の便益を受けるかどうかではない。ただし、和解の交渉の中で、企業が 100 ドルしか支払えないと主張した場合に、税金上の控除があるからということの説明し、支払金額を増加させることはあり得る。多くの事案において、被告企業が支払う原状回復金や民事制裁金の支払額の方が税金上の便益よりも大きいことが実態であり、被告企業は訴訟自体を回避する傾向がある。

参考文献：Earl W. Kintner (有賀美智子 監訳)「反トラスト法」203 頁以下(1968)

Susan Beth Farmer. 68 Fordham L. Rev. 361(1999)

Earl W. Kintner “The Legislative History Federal Antitrust Laws and Related Statutes. Part II . The Hart Scott Rodino Act.” 216 (1985)

Susan Harriman. Hastings L. J. 179, 185(1982)

林 秀弥「最近の欧州におけるカルテル及び支配的地位濫用の規制と日本の課題」外国競争法研究会報告(2008.1.22)